

●問い合わせ先

後期高齢者医療について 国保年金課 年金高齢医療係 (☎ 82-1209)
 国民健康保険について 国保年金課 賦課収納係 (☎ 82-1177)

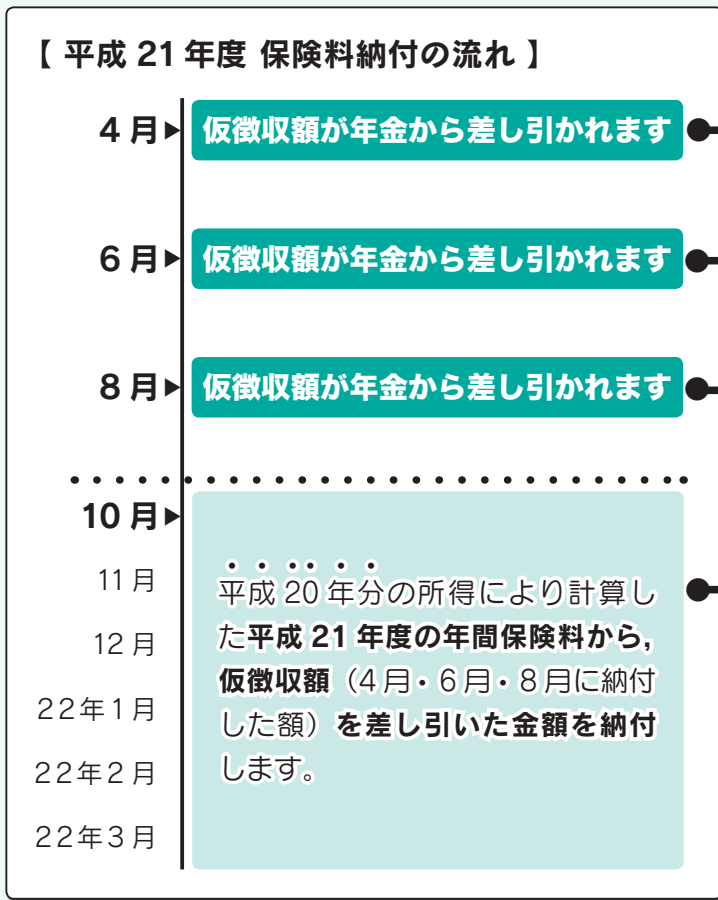
保険料の仮徴収って？

前年度の保険料をもとに決めた仮の保険料を納付することです。

平成 20 年分の所得が確定していないため、4月から8月までは平成 19 年分の所得により計算した平成 20 年度(前年度)の保険料をもとに決めた額が年金から差し引かれます。仮徴収の流れおよび今年度の保険料納付については、以下をご覧ください。



■ 4月・6月・8月の年金から仮徴収額が差し引かれます



【仮徴収額を納付します】

平成 20 年度 (前年度) の保険料をもとに決めた額 (= 仮徴収額) を納付します。(納付額は今回の通知書でお知らせしています。)

平成 21 年 2 月に受取の年金から保険料が差し引かれていた方は、同じ額が 1 回分の仮徴収額となります。

【本来の年間保険料になるよう調整します】

平成 21 年度の年間保険料や 10 月以降の納付方法は、後期高齢者医療は 7 月、国民健康保険は 6 月にお知らせします。



■ 平成 21 年度 保険料納付の流れ ~ 保険料の納付は 7 月から始まります ~

